

## 京都議定書の不遵守の疑義が生じた附属書 I 国

## (ギリシャ・カナダ) に関して

## 1. 不遵守とは

不遵守(non-compliance)とは、インベントリや国内制度、国家登録簿等に関する京都議定書及び締約国会議での関連決議による要求事項を満たしていないと遵守委員会執行部によって裁決されることである。

(1) 不遵守の種類<sup>1</sup>

- ① 京都議定書第 3 条 1 の下での排出量の削減・抑制目標を達成できなかった場合<sup>2</sup>
- ② 京都議定書第 5 条 1 及び 2 (算定のための国内制度及び算定方法)、並びに第 7 条 1 及び 4 (議定書第 3 条の遵守を確保するために必要な補足情報および割当量の算定方法) の下での方法論及び報告の要求事項を満たしていない場合
- ③ 京都議定書第 6 条 (JI)、12 条 (CDM) 及び 17 条 (排出量取引) の下での適格性の要求事項を満たしていない場合

①については第一約束期間の終了後にのみ判定しうるものであるため、第一約束期間中に裁決される可能性があるのは、②あるいは③に関する不遵守のみである。

②あるいは③に関する不遵守の裁決を受けた場合、当該締約国は京都メカニズムに参加する資格を一時停止される。当該締約国は、指摘要求事項を満たした旨執行部に通達し、執行部によってそれが確認されるまで、京都メカニズムに参加することが出来ない。<sup>3</sup>

今回、ギリシャは②に関して不遵守と判定された(その結果、③についても要求事項を満たしていないと判断された)。カナダは、②に関する実施上の疑義が生じた。

## (2) 不遵守の裁決が出るまでのプロセス

- ① 専門家審査チームによる審査<sup>4</sup>
- ② (専門家審査チームによって当該国が条約等の要求事項を遵守していないと判断された場合)

<sup>1</sup>第 1 回京都議定書締約国会合 (CMP 1) 決定 27 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 27/CMP.1] セクション V パラ 4

<sup>2</sup> この①の事項は、2008 年から 2012 年の排出・吸収量に関するインベントリおよび約束達成のための追加期間満了後の報告書の審査により裁決される。詳細は参考資料 2-2 「第 1 約束期間におけるインベントリの審査について」を参照。

<sup>3</sup> CMP 1 決定 27 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 27/CMP.1] セクション X パラ 2、セクション XV パラ 1 及び 4

<sup>4</sup> CMP 1 決定 22 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 22/CMP.1]

専門家審査チームによる遵守委員会執行部への「実施上の疑義」  
(Question of implementation、当該国が所定の要求事項を満たしていない  
旨の報告) の提起

- ③ 遵守委員会執行部による審査
- ④ 遵守委員会執行部による「遵守」または「不遵守」の裁決<sup>5</sup>

## 2. 不遵守の疑義が生じた附属書 I 国 (ギリシャ・カナダ)

### (1) ギリシャ

2008 年 4 月 17 日の遵守委員会執行部による最終決定により「不遵守」と裁  
決され、「実施上の疑義」が解決されるまで京都メカニズムへの参加ができない  
旨決定された。<sup>6</sup> (不遵守の内容については、3.(1)を参照。)

#### 【裁決までの経緯の概要】

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 2007 年 4 月 23 日～28 日 | 専門家審査チームによる割当量報告書及びインベ<br>ントリの審査が実施された。   |
| 2007 年 12 月 28 日     | 専門家審査チームの審査報告書により「実施上の<br>疑義」が提起された。  |
| 2008 年 1 月 22 日      | 遵守委員会執行部による予備的調査 (Preliminary<br>Examination) の決定事項が発表された。その決定<br>事項のひとつとして、遵守委員会執行部がギリシ<br>ャの割当量報告書の審査報告書<br>(FCCC/IRR/2007/GRC) の内容及び論拠について、<br>また、実施上の疑義に関する執行部の決定に関係<br>する問題について、専門家の助言 (Expert Advice)<br>を求めることに合意した。 |
| 2008 年 2 月 8 日       | 遵守委員会執行部がギリシャの「実施上の疑義」<br>に関する専門家の助言 (Expert Advice) を求めるた<br>めに、4 名の専門家に質問事項の一覧を提示した。  |
| 2008 年 2 月 26 日      | ギリシャが陳述書 (Written Submission) を執行部に<br>提出し、その文書で自国の要求事項不達成箇所<br>について説明を行った。   |
| 2008 年 3 月 6 日       | 遵守委員会執行部の予備的判断 (Preliminary<br>Finding) により「不遵守」と暫定的に宣言された。   |
| 2008 年 4 月 8 日       | ギリシャが追加的陳述書 (Further Written<br>Submission) を執行部に提出し、自国事情について   |

<sup>5</sup> CMP 1 決定 27 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 27/CMP.1]

<sup>6</sup> 遵守委員会執行部文書 CC-2007-1-8/Greece/EB、パラ 18

再度の説明を行った。

2008年4月17日 遵守委員会執行部の最終決定 (Final Decision) により「不遵守」の裁決がなされた。

## (2) カナダ

2008年4月11日に提出された専門家審査チームの審査報告書において、「実施上の疑義」が提起された。<sup>7</sup> (実施上の疑義の内容については、3.(2)を参照。) しかし2008年6月14日から15日に開催された遵守委員会執行部会合において「実施上の疑義」が解消されたことが認められ、不遵守の疑いがなくなったことが裁決された<sup>8</sup>。

### 【裁決までの経緯の概要】

|                |   |
|----------------|---|
| 2007年11月5日～10日 | 専門家審査チームによる割当量報告書及びインベントリの審査が実施された。   |
| 2008年4月11日     | 専門家審査チームの審査報告書により「実施上の疑義」が提起された。  |
| 2008年4月17日     | 条約事務局が専門家レビューチームの「実施上の疑義」を遵守委員会執行部に回送した。  |
| 2008年5月2日      | 遵守委員会執行部による予備的調査 (Preliminary Examination) の決定事項が発表され、不遵守の疑いがあるので審査を続行する旨決定された <sup>9</sup> 。 |
| 2008年5月21日     | 遵守委員会執行部がカナダの「実施上の疑義」に関する専門家の助言 (Expert Advice) を求めるために、4名の専門家に質問事項の一覧を提示した。                  |
| 2008年6月6日      | カナダが陳述書 (Written Submission) を執行部に提出し、その文書で自国の要求事項不達成箇所について説明を行った。                            |
| 2008年6月12日     | カナダの国家登録簿に関する独立評価報告書 (Independent Assessment Report) が条約事務局によって公表された。                         |
| 2008年6月15日     | 遵守委員会執行部による会合において、要求事項不達成箇所が補完され不遵守の疑いがなくなったため、審査を現段階のプロセスで終了させることが裁決された。                     |

<sup>7</sup> 遵守委員会執行部文書 CC-2008-1-1/Canada/EB、パラ 139 および 140

<sup>8</sup> 遵守委員会執行部文書 CC-2008-1-6/Canada/EB

<sup>9</sup> 遵守委員会執行部文書 CC-2008-1-2/Canada/EB、パラ 6

### 3. ギリシャの不遵守の裁決及びカナダの実施上の疑義の提起の理由

#### (1) ギリシャ（不遵守の裁決）

- ・ 京都議定書第5条1における国内制度に関するガイドライン<sup>10</sup>の不遵守
- ・ 京都議定書第7条における情報準備のためのガイドライン<sup>11</sup>の不遵守

##### 【不遵守とみなされた具体的事項】

- インベントリ作成のための国内制度における制度的・手続的整備の不十分性
- インベントリ作成スタッフの技術的能力整備の不十分性
- 国内制度の時機を得た機能発揮能力の不十分性

ギリシャはインベントリ作成及び審査対応に十分に対応できる国内制度が整備されていないと判断され、条約等による要求水準を満たすインベントリを継続的に作成していく能力に疑問ありとされた。<sup>12</sup>

#### (2) カナダ（実施上の疑義の提起）

- ・ 京都議定書第7条4の下での割当量計上に関する様式<sup>13</sup>の要求事項の不達成
- ・ 京都議定書第7条における情報準備のためのガイドライン<sup>14</sup>の要求事項の不達成

##### 【不達成とみなされた具体的事項】

- 国家登録簿の整備の不十分性

京都メカニズムの割当量やクレジットを登録する国家登録簿の状態に要求事項を満たしていない部分があるとされた。<sup>15</sup>

##### 【不達成とみなされた事項が補完されたと判断された理由】

陳述書（Written Submission）<sup>16</sup>においてカナダは国家登録簿が要求事項を満たしていることを説明し、さらに2008年6月14日から15日に開催された会合において、その情報を補完するとともに、実際の運用を2008年末または2009年初頭に開始することを説明した。またカナダの国家登録簿に関する独立評価報告書（Independent Assessment Report）が条約事務局より提出され、登録簿が要求事項を満たしていることが報告された<sup>17</sup>。さらに、遵守委員会執行部は、これらを踏まえてカナダの国家登録簿の問題が解消されたことを示唆する専門家の助言を得た。以上により、国家登録簿に関して不達成とみなされていた要求事

<sup>10</sup> CMP 決定 19 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 19/CMP.1]

<sup>11</sup> CMP 決定 15 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.2, Decision 15/CMP.1]

<sup>12</sup> 遵守委員会執行部文書 CC-2007-1-8/Greece/EB

<sup>13</sup> CMP 決定 13 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.2, Decision 13/CMP.1]

<sup>14</sup> CMP 決定 15 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.2, Decision 15/CMP.1]

<sup>15</sup> 遵守委員会執行部文書 CC-2008-1-1/Canada/EB

<sup>16</sup> 遵守委員会執行部文書 CC-2008-1-5/Canada/EB

<sup>17</sup> 独立評価報告書 Reg\_IAR\_CA\_2008\_1 <<http://unfccc.int/resource/docs/2008/iar/can01.pdf>>

項が満たされたことが遵守委員会執行部によって認められた<sup>18</sup>。

#### 4. 不遵守裁決に対するギリシャの対応

遵守委員会執行部はギリシャに対して、不遵守の最終決定の日から3ヶ月以内に、国内制度を整備するための計画を作成し遵守委員会執行部に提出するよう要求した<sup>19</sup>。この要求を受け、ギリシャは2008年7月に当該計画（Plan under Section XV of Annex to Decision 27/CMP.1）を遵守委員会執行部に提出した。<sup>20</sup>

---

<sup>18</sup> 遵守委員会執行部文書 CC-2008-1-6/Canada/EB

<sup>19</sup> 遵守委員会執行部文書 CC-2007-1-8/Greece/EB、パラ 18(b)

<sup>20</sup> 遵守委員会執行部文書 CC-2007-1-9/Greece/EB